

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第25号

1991年9月13日
(平成3年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

税務システムに係る個人情報取扱いの変更に関する細目基準について（答申）

1991年（平成3年）9月10日付で諮問された、税務システムに係る個人情報取扱いの変更に関する細目基準については、審議の結果、その内容を適当なものと認めたので答申します。

なお、システム変更の基本的な考え方については、平成2年7月13日付審議会答申第15号により承認したところであるが、今後、「税務システムに係る個人情報取扱い要領」に基づき運用するうえで、特に次の点に配慮するよう要望します。

- 1 税務職員が職務上、他課又は外部から収集した情報についても、その管理責任を明確にすること。
- 2 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報ではないと思われるものについても、他の情報と照合することにより個人が識別されることがないかどうか、取扱いにあたっては十分に注意すること。

以 上